

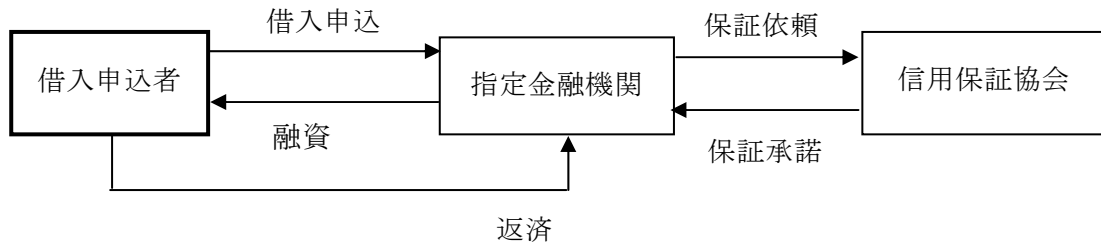
別表 1 - 3

資金名	経営革新支援資金
融資対象	<p>1 県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事業を開始するもの</p> <p>(2) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行うもの</p> <p>(3) 中小企業新事業活動促進法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとするもの（旧中小企業経営革新支援法に基づく承認企業及び創造法に基づく認定企業を含む。）</p> <p>(4) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、地域産業資源活用事業計画の認定を受けたもの</p> <p>(5) フクオカベンチャーマーケットにおいて、プレゼンテーションを行ったもの</p> <p>(6) ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの導入を図るもの</p> <p>2 現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むため、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後1年未満のもの</p>
資金使途	事業資金（借換資金も含む）
融資限度額	1億円以内
融資利率	1.70%
保証料率	0.25%～1.62% （ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となる場合があります）
融資期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所・商工会、指定金融機関
必要書類	<p>1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式）</p> <p>2 納税証明書</p> <p>3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は申込者の住民票抄本（外国人登録済証明書、発行後1か月以内のもの）</p> <p>4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）</p> <p>5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）</p> <p>6 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し</p> <p>7 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書</p> <p>8 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面</p> <p>9 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績</p> <p>10 建設業の場合は、受注工事明細書</p> <p>11 個人情報の提供に関する同意書</p> <p>12 決算書、納税申告書等の写し</p> <p>13 経営革新等計画書（様式第3号）</p> <p>14 (3)に該当する場合は、経営革新承認書又は創造法認定書の一式写し</p> <p>15 (4)に該当する場合は、地域産業資源活用事業計画認定書の一式写し</p> <p>16 (5)に該当する場合は、プレゼンテーション実績証明書（様式第3号の2）及びプレゼンテーション事業概要の写し</p> <p>17 その他必要と認める書類</p>

備考	融資対象1の(1)から(6)の資金使途は、以下のとおりとする。 (1) 異業種の事業を開始するために必要とされる資金 (2) 新商品等の研究開発を行うために必要とされる資金 (3) 承認を受けた経営革新計画等を実施するために必要な資金 (4) 認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施するために必要な資金 (5) プレベンションを行った事業を実施するために必要な資金 (6) ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの取得に必要な資金
----	---

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

